

公立大学法人前橋工科大学の定款の変更について

1 地方独立行政法人法の一部改正

地方独立行政法人法の一部改正による公立大学法人の年度計画を策定する義務の廃止は、令和 6 年 4 月 1 日以後に開始する中期目標の期間の事業年度の地方独立行政法人法第 27 条第 1 項に規定する年度計画について適用されることとされている。

2 公立大学法人前橋工科大学の定款の規定

現在の定款では、理事会、経営審議会及び教育研究審議会における審議事項に年度計画の記載がある。

3 定款の変更内容

令和 7 年 4 月 1 日に公立大学法人前橋工科大学の第 3 期中期目標の期間が開始することに伴い、同法人の理事会等の審議事項から年度計画に関する文言を削除する。

4 公立大学法人前橋工科大学評価委員会への影響

業務実績評価については、年度ごとの業務実績評価の実施をせず、「中期目標の終了時に見込まれる業務実績評価」及び「中期目標期間における業務実績評価」の 2 種類に限り実施することとする。

5 今後のスケジュール

令和 6 年第 4 回定例会において定款変更の議案を提出予定